(別添1)

〇千葉とく旅キャンペーンの概要

新型コロナウイルスの拡大により落ち込んだ県内宿泊需要を回復するため宿泊優待キャンペーンを実施します。

1 優待内容

(1) 宿泊を伴うツアー代金・宿泊料金の割引

ツアー代金・宿泊料金(税込)	割引額
10,000 円以上	1人1泊あたり5,000円
6,000 円以上 10,000 円未満	1人1泊あたり3,000円

※ただし、同一宿泊施設での利用は、3連泊までとなります。

※日帰り旅行は対象外です。

(2) クーポン券プレゼント

キャンペーンの割引を利用して、平日(月~金)に宿泊した場合は、県内の施設・店舗で利用できる クーポン券をプレゼント(1人1泊あたり2千円分)

2 キャンペーン期間

令和4年1月上旬(予定)~3月10日宿泊分まで

3 対象者

千葉県居住者 ※隣県の居住者にも対象を拡大予定。

○クーポン券取扱事業者の募集について

【参加いただける事業者】

千葉県内に店舗等を有し、かつ、日本国内に銀行口座を有する事業者

(宿泊施設・土産店・観光施設・アクティビティ・飲食店・交通機関など)

※千葉県飲食店感染防止対策認証制度の対象となる飲食店については、「認証店」、または「確認店」であるこ とが条件です。

なお、以下に掲げる事業者は、対象外です。

- ・暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者等
- ・風営法第2条に規定する事業を営む者
- ・クーポン券の利用対象とならない商品等のみを取扱う者
- ・その他、事務局が不適当と認める者

【クーポン券の利用の流れ】

お客様がクーポン券を提示 お客様が購入代金またはその一部としてクーポン券の使用を希望 クーポン券が有効であることをご確認ください。 有効なクーポン券であることを確認 ✓ 表面に記載の有効期間内の使用であること ✓ 裏面に宿泊施設の押印があること ✓ 半券が切り取られていないこと ✓ 見本のクーポン券と同じ材質であること (ホログラム・透かしをご確認ください) *サイズ、紙質、色合い等が異なる場合、偽造の可能性が疑われます。 有効なクーポン券の場合は、代金として受領してください。 代金として受領 代金として受領した使用済クーポン券は、不正防止の観点から、必ず 使用済クーポン券を無効化 が完了するまで保管してください。 保管および精算

クーポン取扱事業者において半券を切り取り「無効化」した上で、大片 は精算時に事務局宛て提出、小片はクーポン取扱事業者様で精算

詳細は、取扱マニュアルの精算のページをご覧ください。

クーポン券の取扱や精算に関する詳細については、登録された事業者様に後日送付する「取扱マニュアル」でお知らせ します

【クーポン券の利用対象とならないもの】

区分	事例
行政機関等への支払い	 ○所得税、住民税等の公租公課 ○社会保険料(医療保険、年金保険、介護保険、雇用保険、労災保険等) ○宝くじ(当せん金付証票法(昭和23年法律第144号)に基づくもの)、スポーツ振興くじ(スポーツ振興投票の実施等に関する法律(平成10年法律第63号)に基づくもの) ○その他(自治体指定のゴミ袋、公営競技(競馬、競輪、競艇、オートレース)等) ※ただし、行政機関が運営する運送サービスの料金や、博物館、美術館の入館料等行政機関が運営する現業の対価は対象
日常生活における継続的な支払い	○電気・ガス・水道・電話料金等○NHK放送受信料○不動産賃料○駐車場の月極・定期利用料※コインパーキング等の一時利用に係る料金は対象○保険料(生命保険、火災保険、自動車保険等)
換金性の高いものの購入	○金券(ビール券、清酒券、おこめ券、図書券、旅行券、切手、収入印紙、店舗が独自に発行する商品券等)○プリペイドカードの購入、電子マネーへのチャージ等○金融商品(預貯金・振込、株式、投資信託、社債、公債等)
その他	 ○対象地域内でサービスが完結しないもの ※ただし、宅配等の配送サービスは対象 ○事業活動に伴って使用する原材料、機器類又は商品等 ○授業料、入学検定料、入学金等 ※アクティビティのガイド料等は対象 ○宿泊代金又は宿泊を伴う旅行商品の代金 ○既存の債務の弁済 ○各種サービスのキャンセル料 ○電子商取引 ○無償譲渡、寄付、献金、寄進及びこれに準ずるもの ○公序良俗に反するもの及び社会通念上不適当とされるもの ○その他各取扱店舗が指定するもの

※クーポン券は、宿泊代金の割引には使用できませんが、<u>宿泊施設がクーポン取扱事業者となった場合、</u> 施設内のレストランや売店で使用することができます。また、夕食時の追加料理や飲み物等にも使用できます。